

4月分から都市ガス料金を改定します

●都市ガス料金を値下げ

市の都市ガスは、国際石油開発帝石(株)から国産天然ガスと液化天然ガスを混合した原料ガスを購入し、お客さまに供給しています。



この原料ガス購入価格が変更されることを受けて、市では、料金原価の見直しを行い、4月1日からガス料金を改定することとしました。

今回の改定により、1立方メートル当たりの平均単価で3円13銭の値下げとなり、標準家庭(1カ月当たり35立方メートル使用)で試算した場合、月額4,643円で、現行料金に比べ118円の値下げとなります。

また、ガス料金の改定に合わせ、一般契約の使用量区分について、最安値区分となる基準を現行の1カ月当たり251立方メートル以上から151立方メートル以上に引き下げます。

4月分の料金については、4月1日より前から継続して使用している場合、3月の検針日の翌日から31日までを旧料金、4月1日から4月の検針日までを新料金で日割り計算します。

なお、市が、大湊区の一部地域で供給している液化石油ガス料金については改定しません。

●改定後の一般契約料金表(1カ月当たり、税込)

使用量区分	基本料金	基準単位料金(1㎡当たり)
0~25㎡	374.00円	122.50円
26~150㎡	418.00円	120.73円
151㎡~	638.00円	119.27円

ガス料金
=基本料金+(基準単位料金±原料費調整額)×使用量
計算例 <<1カ月に35㎡使用の場合>>

基本料金	418.00円
35㎡×120.73円=	4,225.55円
料金合計(円未満切り捨て)	4,643.00円

●計算例に基づく改定による影響額(1カ月当たり、税込)

改定料金	現行料金	影響額
4,643円	4,761円	△118円

※一般契約で1カ月に35㎡使用した場合の料金です。
※改定料金は、原料費調整前の基準単位料金で計算しています。
※現行料金は、令和元年11月の原料費調整後の調整単位料金で計算しています。

問合せ…ガス水道局総務課(☎025-522-5518)

契約メニューの変更

平成29年度に開始した割引制度について、新築などで新たに都市ガスを使用する場合に3年間割引する「新築お祝い3年割」と、中学3年生までの子どもと同居する場合に割引率を上乗せする「子育てプラス割」の割引期間を、家庭用途に限り、3年間延長します。延長の条件および手続きは、割引制度利用者へ郵送する文書を確認してください。

また、ガス使用量の多い冬期のガス料金がお得になる家庭用温水暖房契約について、温水暖房機器の設置場所を居室部分に限定している適用条件を見直し、4月1日から設置場所を問わず契約の対象とします。

本支管等工事費の市負担額の変更

ガス管が布設されていない地区に住宅団地の造成などによりガス管を布設する場合の工事負担金について、4月1日から市負担額を引き上げ、標準的な(ガスメーターの能力が6立方メートルの場合)戸建住宅1戸当たり40万9,200円とし、現行から7万2,600円申込者の負担を軽減します。



※詳しくは、ガス水道局ホームページをご覧ください。

問合せ…ガス水道局経営企画室(☎025-522-5514)

下水道使用料・農業集落排水使用料の改定

上越市全体の汚水処理費に対して見込まれる使用料収入不足を補うため、4月から使用料を改定します。引き続き、経費節減をはじめ事業経営の健全化に努めてまいります。ご理解くださるようお願いいたします。

☎生活排水対策課(☎025-526-5111、内線78-902)

●料金表(1カ月当たり、税込)

区分	汚水量	現行	改定後
基本使用料	5㎡まで	1,454.2円	1,576.3円
	6㎡から10㎡まで	73.7円	81.4円
超過使用料(1㎡につき)	11㎡から20㎡まで	183.7円	195.8円
	21㎡から30㎡まで	214.5円	222.2円
	31㎡から100㎡まで	249.7円	253.0円
	101㎡以上	304.7円	313.5円

※4月1日より前から使用している場合は、4月1日以後最初の検針分までは旧料金となります。

※一般家庭の平均汚水量18㎡/月の場合、257円/月の増となります。

施設の禁煙

受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)により、がんや呼吸器の病気などの健康被害が起こる可能性があります。望まない受動喫煙を無くし、子どもや患者など、健康の影響が大きい人に配慮することを目的に健康増進法の一部が改正されました。

令和元年7月1日からは、学校や病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎などが敷地内禁煙となり、令和2年4月1日からは、多数の人が利用する全ての施設が原則、屋内禁煙になります。市の施設の状況は、市ホームページに掲載しています。

趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

問合せ…健康づくり推進課(☎025-526-5111、内線1164)